

コンサルティング事例

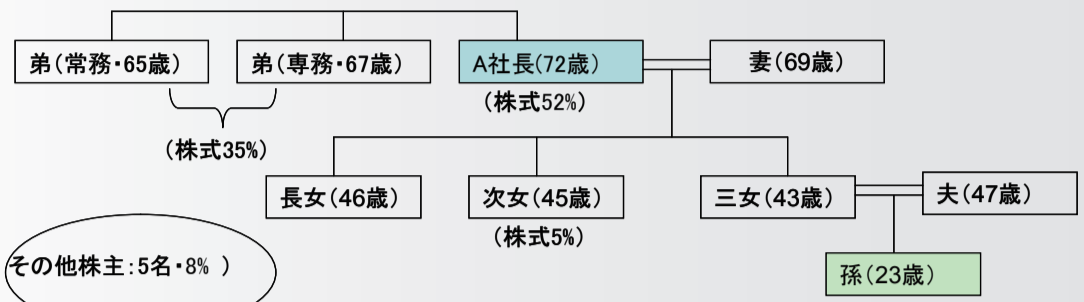


①食品加工会社経営の A 社長（現会長）が
事業承継を娘の子ども（孫）にしたいと、当社に相談。

PHASE 1

Hearing
ヒアリング

S 非上場の食品加工会社経営の A 社長は、72 歳で、妻が 69 歳です。
娘が 3 人いますが、三女の子どもに孫に事業承継したいと希望されました。
A 社長の会社の株主構成は、社長が 52% 所有し、第 2 人（ともに役員）で 35%、会社に勤務する次女が 5%、残りは信頼のおける税理士など 5 名で 8% となっている。
第 2 人は、会社で役員。もともと、他の会社の会社員で定年後に入社しました。娘 3 人はすべて他家へ嫁いでおり、長女、三女とも経営には関与していない。唯一、次女が株式を保有していますが、経営に大きく関与していない。



PHASE 2

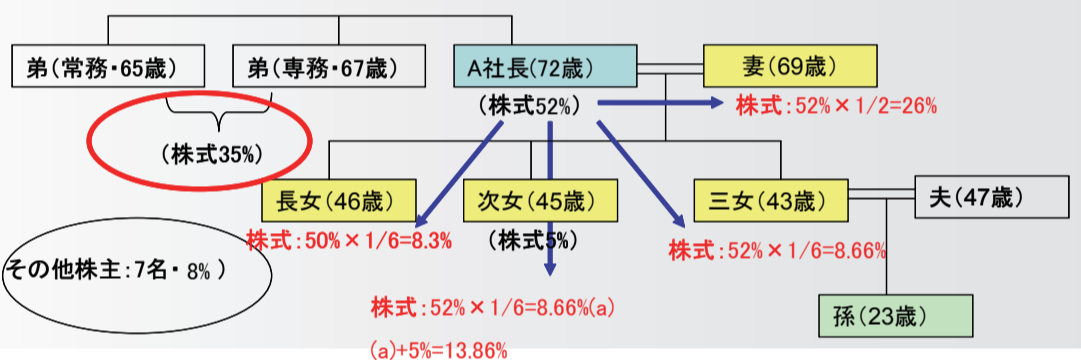
Investigation
調査

A 会長は生命保険に加入していません。また、医務上の理由から新規に加入ができません。
まず親族の株主については、第 2 人は A 社長との仲は決して良くはないが、子どもたちもそれぞれ独立しており、事業承継に興味はない。次女については、夫が他界し、数年前から事務の仕事をしているが、子どもはいない。
長女は商社マンと結婚しており、現在は海外に勤務している。長女の夫は転職の意向はない。三女の夫は流通系企業の会社員、その子ども（孫）は大学を卒業後、大手食品加工会社に入社したばかり。
A 社長は、三女の子へ事業承継を強く希望される一方で、何ら事業承継の手を打っていません。
A 社長が所有する自社株の評価額は、約 3 億円
三女の子に贈与するにしても、孫には贈与税を支払う納税資金がない。

PHASE 3

Analysis
分析

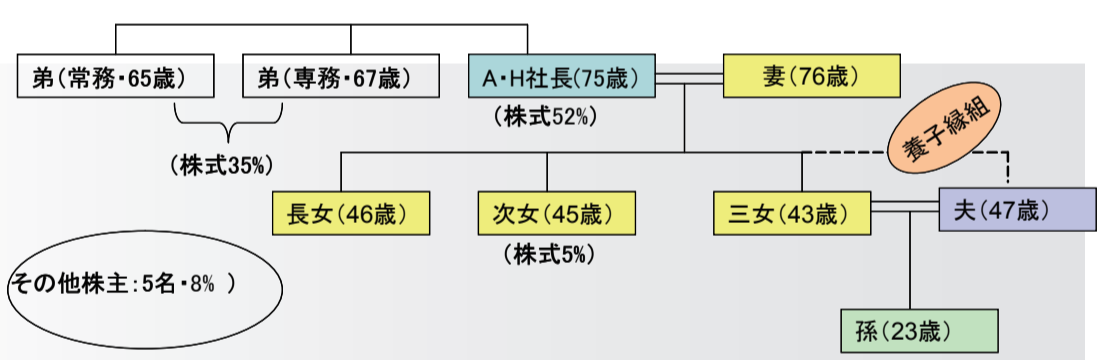
A 社長がこのまま無策でいると、仮に A 社長に万一の場合は、法定相続人で法定相続すると、会社法 106 条の準共有の状態になり、下記のように第 2 人に経営権を支配されます。これを聞いた社長は「これだけは絶対に避けたい」と声を荒げるほどでした。
また、弟たちがいつ何時、自社株を買取ってくれと言いかねません。自社株を買取る資金はすべて準備していないので、第三者に売却する可能性があります。こうなると、会社そのものが機能しないばかりか、会社そのものが他人に支配されることになります。



コンサルティング事例

PHASE 4

Solution
解決



当社から提案は、孫への事業承継をする前に、三女の夫を社長に任命し、その後継者として希望の孫へとバトンタッチするプランです。（これに先立ち、次期後継者となる三女の夫は最低でも 5 年間は株主として経営を継続する強い意思確認もできました。）

具体的には、まず最初に三女の夫と養子縁組をして法定相続人にしました。併せて、A 社長は滅殺請求を回避するために法定相続人の遺留分を侵害しないようにした上で、自社株すべてを三女の夫に相続するように遺言書を作成しました。その後、A 社長は会長に退き、三女の夫が社長に就任し、現在にいたります。現会長から三女の夫、そして、孫への 2 回にわたる自社株相続は、非上場株式に係る 80% 納税猶予制度を活用することを視野に入れていきます。よって、三女の夫は、現会長 A さんから自社株を相続した場合、2 割の分についての納税資金は退職金等の現預金で手当てしております。しかし、これは、自社株の移転後に、ご自身が万一の場合、具体的にはこの制度を利用をしても 5 年以内に亡くなった場合には、「一定の割合」で猶予税額の納付を免除される予定だが、それでもこの納税猶予制度打ち切りは、これまでの猶予税額の利子税を含め、多額の相続資金が孫に発生する大きなリスクがあります。このため、納税資金相当額の死亡保険金を子どもが受け取れるよう生命保険に個人で加入しました。基本的に三女の夫から孫へ自社株の贈与についても、他社で勤めている孫に納税猶予制度が使える保証はないので、孫の後継者教育が必要なこととは言うまでもないことです。

一方、弟たちに気持ちよく引退してもらうこと及び後継者に自社株を集中させて経営を安定化させるための対策もご提案しました。

まず、弟たちの勇退（引退）に備えて、役員退職金を手当てするために、会社を契約者として貯蓄性の高い生命保険に加入しました。これは単に、退職金を準備するという目的ではありません。
ひとつは気持ちよく引退していただく条件で自社株を買取りを円滑に進める狙いと、もうひとつは、退職金を支払った段階で、自社株の評価が下がりますので、自社株の評価引き下げに活用するわけです。なお、この段階で、現会長が生存していた場合は、自社株を「相続時清算課税制度」を利用し、生前贈与していく計画です。
弟たちが所有する自社株買取り資金についてはある程度の剰余金がありますが、足りない分は、自社株の買取り財源の「剰余金分配可能額」を引き上げるために、損金性の生命保険で対応するように新たに検討中です。
今回の相談の場合、事業承継はまだ始まったばかりです。想定できるリスクはかなりございます。事前に善後策も用意して慎重に進めていかなければなりません。

＜お客様のインタビュー＞

他家に嫁入りした娘 3 人だからと、この歳まで事業承継を考えていなかった自分も悪いが、孫への事業承継を睨んだ対策が打ててひと安心している。
でも、自社株の納税猶予制度を使わざるを得ないのは、三女の夫に「5 年という縛り」を渡す結果となり、本当に申し訳ないと思っている。これは、単にリスクを子どもや孫に移したただけだからな。大いに反省しているよ！



株式会社 E.FCA
〒651-0084 神戸市中央区磯辺通 3-2-17 ワールド三宮ビル
Tel. 078-241-4201 Fax. 078-241-4211
URL. http://e-fca.jp